

## 第9回 投資促進等ワーキング・グループ 議事録

1．日時：平成27年3月30日（月）14:00～15:12

2．場所：中央合同庁舎4号館4階共用第2特別会議室

3．出席者：

（委員）大崎貞和（座長）、松村敏弘（座長代理）、岡素之（議長）、森下竜一

（専門委員）川本明、久保利英明、小林三喜雄、道垣内正人

（政府）井上内閣府審議官、田中内閣審議官

（事務局）羽深規制改革推進室長、刀禰規制改革推進室次長、市川規制改革推進室次長、  
佐久間参事官、仁林企画官

（厚生労働省）健康局 稲川生活衛生課長、吉岡生活衛生課長補佐

（事業者）株式会社オオクシ 大串代表取締役

株式会社サロン・ド・ジュン 深澤代表取締役社長

株式会社トライアングル 前島代表取締役社長

4．議題：

（開会）

1．理美容業に係る規制の見直し

（閉会）

5．議事概要：

佐久間参事官 それでは、定刻になりましたので、これから規制改革会議第9回投資促進等ワーキング・グループを開催いたします。

皆様方には、御多用中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は当ワーキング・グループの委員、専門委員のほか、岡議長にも御参加いただいております。安念委員、圓尾専門委員におかれましては、所用により御欠席でございます。

なお、本日の説明者のお一人であります株式会社オオクシ代表取締役の大串様におかれましては、交通事情で若干遅れていらっしゃるかと伺っております。

それでは、以下の議事につきまして、大崎座長よろしく願いいたします。

大崎座長 早速でございますが、本日の議題であります「理美容業に係る規制の見直し」についての検討を行いたいと思います。

本件については既に3回、ホットラインの要望元でありますとか、理容師・美容師それぞれの組合の方から御意見を頂戴してきたところでございます。本日、実際に業務を行っている方々の中にもいろいろな御意見があるということを考えまして、事業者の方から生の声を伺いたいと思っております。

具体的には、株式会社オオクシ、株式会社サロン・ド・ジュン、株式会社トライアングル

ルという3社の方に御出席を賜っております。先ほど事務局から説明がありましたとおり、大串様については若干遅れておられるということでございます。

また、前回に引き続きまして、規制所管省庁である厚生労働省からも御出席をいただいております。

本日、もともと1時間ということで御案内をしておりますが、3社の方からお話を伺うということでもございますので、場合によっては若干延長させていただくかもしれませんが、その点あらかじめ御了承いただければと思います。

それでは、まず株式会社サロン・ド・ジュンから資料2について御説明をお願いしたいと存じます。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 私、株式会社サロン・ド・ジュンの深澤と申します。皆さん、よろしくお願いたします。

私が送らせてもらった資料は本当に簡単なもので大変申し訳ないのですが、大きく分けまして4つ「現在、投資促進等のワーキング・グループにおいて議論されている規制緩和の事項に関する意見」なのですが、まずは同一店舗における理容・美容所の重複開設届を認めること又は一緒に働くということに関しては、私は賛成であります。

特に私どものグループでは理容室・美容室、それぞれ経営をしております。群馬県を中心に主に北関東になるのですが、郊外型でやっておりますが、こういったことができる非常に働くスタッフの選択肢が広がるということで、とても良いと思っております。

皆さんが思われている以上に、理容師が美容師の技術、要は長い髪の毛を扱うとかといったことに関して、実は理容団体であるとか、中には組合の方たちも、男性の髪の毛にかかわらず非常に勉強されているのです。

ここ最近テレビのニュースとかインターネットのニュースで出ていましたけれども、特に10年くらい前のカリスマ美容師のブームの頃から、美容室に男性のお客様が数多くいらっしゃるにしまして、その件で安倍首相が奥様のお勧めで美容室に行ってカットしていることが違法なのではないかということもありましたが、非常に今、美容師でも男性の短い髪の毛を切れることが当たり前という現状です。もちろん、女性の方でも短い髪の毛の方はたくさんいらっしゃいますし、多少なりとも技法の違いはあるにしても、正直、何の問題もないといっているかと思えます。

そういったことからいっても、男女の性差で区別することなく、免許を持っていれば働けるという方が私は非常に自由度も出ていいのではないかと考えております。

ただ、一つだけ理容・美容で今、差があるというところかというと、理容のシェービング、顔剃りですね。このことをどうするかということなのですが、ただ、現状を申し上げますと、私どもの理容室のお店でも今、非常に顔剃りの技術、用具が発達しておりますので、T字かみそりから電氣かみそりから発達している手前、顔剃りをお店で希望されない方もたくさんいらっしゃるのも現実です。

また、理容所登録なのですけれども、美顔のために女性のお顔剃りを女性のスタッフがシェービングをするというお店も実は出てきているのです。男性だから女性だからという差がなくなってきて、お客様のニーズは時代の流れとともに出てきているので、これに関しては境目を将来的には少しずつ無くしていく方が自然なのかと考えております。

昭和50年代前半のときに、本来パーマメントというのは美容室でしかしてはいけなかったというものが、どういうわけか理容室でもカットするという前提であればしてもいいということにもなりましたし、もっと理容・美容ということにかかわらずやっていくことが私はいいのではないかと考えております。

続いて「将来的に理容師と美容師の資格制度を統一することにも賛成である」こと。これは先ほど私が申し上げたようなこととも関わることでもありますし、ぜひそういったことに、これはすぐにというのはなかなか難しいことだとは思うのですけれども、統一してもよろしいかと思っております。

先進諸外国であると、あえて理容師資格、美容師資格というものを分けているという国も実は非常に少なく、中には、イギリスなどであれば、養成機関はあるのですけれども、明確な国家資格というのは正直無いのです。でも、世界の美容業界というものをいまだにリードしている国ですし、これは決して資格制度に縛られるものではないのかと思っております。

その補足として、資格制度とも重なってくるのですけれども、今後の人材確保のために試験、美容師資格・理容師資格というものを簡素化、短縮化ということを私としては非常に希望したいと思っております。

どういうことかと申し上げますと、私どもがやらせてもらっている中では、毎年、新しく生徒、新卒の方たちを入れて、それで技術を教えて一人前のスタッフにしてということで、店舗数も少しずつ増やしていったということをやっているのです。

そういったことをする中で、今の美容師・理容師の学校の全日制の2年間というのが、費用でいえば200万円以上かかるのです。これは非常に高額でして、期間も非常に長い。これは皆さんも話を聞いたことがあるかと思うのですけれども、実は2年間で卒業をして、国家資格をほとんどの方が取れるのですが、現場でできる技術というのが理容・美容ともにほとんどない。できないのです。

これは昔からのことなのですけれども、学校を卒業してから事業所で先輩若しくは先生から現場で必要なカットの技術、シェービングの技術、パーマの技術というものを習熟する、教えてもらうというのがこの業、いわゆる徒弟制度的な流れがいまだにあるものでして、それをこの専門学校でこれだけの期間やって、現場と専門学校との乖離が非常にあるのが正直なところでして、これが生徒さんにとっても時間、経済的な負担、また我々の現場としても、そういったところでの負担というのもあるのが現状なので、この辺はぜひ将来的に簡素化をしてもらいたいと思います。

最後に「時代の変化と顧客の要望に合わせて、理美容の業務範囲の見直しをするべきで

はないか」というのは、今まで私が申し上げさせていただいたことと同じことであります。

理容師法・美容師法の昭和27年にできたものと、今のお客様の要望であるとかニーズ、ヘアスタイルといったもの、あとは衛生環境もそうだと思うのです。昔は本当にシャンプー、自宅で髪の毛を洗うというのが場合によっては本当に1週間に1回、2回するか、美容室に来て髪の毛を洗ってもらうとか、そういったことが多かったのが前提の衛生環境、衛生措置だったのが今、大幅に変わっているといったこともあるのです。

今回は一番の大きな重複開設届などといったことがあるのですけれども、ぜひこういったことも将来的には検討していただくと、我々の人材の確保、理容師・美容師の確保ということが、もう少しこの業界に入ってくる障壁を低くすることが、業界の先々の長い繁栄につながってくるのかと考えておるところであります。

簡単ではありますが、私の意見としては以上です。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、質疑はお三方からお話を伺った後にまとめて行いたいと思いますので、引き続きまして、株式会社トライアングルからお話をいただけますでしょうか。

株式会社トライアングル（前島代表取締役社長） 初めまして。株式会社トライアングルの前島と申します。よろしく願いいたします。

2点、理美容師の混在の件と免許制度の件ということで2つのテーマをいただいていたものですから、それぞれについて、私が思う意見をここに書かせていただきました。

あと、トライアングルという会社の概要について、店舗のイメージ、どのようなお店をやっているかというのを写真で御案内しております。

私どもの会社は15年目になりまして、私はもともと美容師・理容師の技術は分かりません。脱サラで独立して今の会社をやっているのですけれども、一番驚きましたのは、国家試験に受かって免許を持っている人が実は何もできないということがこの業界に入ってから認識できまして、中途採用をしながらお店を少しずつ増やしてきました。

5、6年前までは、面接のときも理容師免許を持った方が来られることはあったのです。もちろん、私どもは全て美容所開設で行っておりますので、申し訳ないですが、採用はせずにお断りしてきました。ここ最近になって、随分理容師免許を持っている方は減っているのではないかと思います。応募に来る方もほとんど理容師という方はおりません。私どものお店では、理美容師混在の件は、特に経営課題として認識したことは、ほとんどなかったです。

一番はやはり2番目に書いております、理容・美容の免許を分けている点についてです。後でまた幾つか意見を申し上げたいのですが、私どものお店は今、男女のお客様がほぼ半々です。特に30代、40代のファミリー層が多くいらっしゃってまして、大体お店に来る新規の方のパターンとしては、お母さんが子供を連れてカットに来ます。美容師のカウンセリングなどを聞いて、恐らくその丁寧さに御満足いただいて、その次にお母さんが来られます。そして、お父さんが来られるという順番が典型的な私どもの新規のお客様が御来店

されるパターンです。

したがって、私どものお店では、大体平均のカットタイムというのは全てコンピュータで管理しているのですけれども、お一人当たりかかるのが20分から25分です。ですから、平均ですので、もっと早い方もいれば、長くかかる方もいらっしゃいます。

新卒の学生の場合、カットも何もできませんので、まず入社してから約7か月、8か月をかけて、営業時間の中で約900時間カットだけを教えます。これも男性のスタイル、女性のスタイル、全てオールマイティーにできるようなカット技術を指導して、当初3か月間はウィッグを切って、その後、人間の頭をカットしていくということで現場に出ていくのですけれども、そうして現在、カットサロンの営業を支えています。

更に、その技術者のキャリアパスというところから、カラー専門のお店だとかトータルビューティーのお店ということで積み上げていっております。

これはなぜそういうカリキュラムをとっているかといいますと、先ほどお話にもありましたけれども、美容学校、昼間部を出るのに200万円から250万円かかります。私の甥もそのくらいかけて、ようやく最近スタイリストデビューというので、そこまで4年かかるのです。

そこにいくまでの間に、シャンプーあるいはケミカルのカラー剤で手荒れする学生さんはものすごく多くいるのです。手荒れしてしまうと、ほとんどそこから業界でもう働けなくなります。カットができないので、売り上げを作ることができません。そうすると、いつまでたってもアシスタントの低価格な給与体系です。そうすると、中には奨学金をとっている学生もいますから、新卒で入社して、秋から月々の支払いが始まっていきます。秋ぐらいまでに手荒れしてやめてしまう子もいるのです。そうすると、負債だけが残ってしまう。

私は、それではせっかくの国家資格である免許を取った意味がないと思ひまして、カットができることが一番の資格を持っている人の価値だと思ひますし、手に職ですし、それこそ外国語ができれば世界中で食っていけると思ひますので、ですから、私どもはまずカットから教えています。そして、その後にシャンプー、カラーと積み上げていきます。もしカラーで手荒れしても、カットができれば売り上げを作ることができますので、お客様の指名も得られれば、自分の給料を自分の努力で上げていくことができます。

そういうお店の展開をしているのですけれども、この2番目の免許制度についてなのですが、今、学校さんを回っていても、理容科をやめていく学校さんもあります。理容師のなり手がいない、少ないのではないかと思います。

今は美容師も人数は減っていますが、それでも1桁違う数の卒業生がおります。シェービングという技術を除いては、カットにしてもカラーにしても技術は同じだと思ひています。

免許制度も2年かけて勉強するわけですから、その中にシェービングの技術も入れて、基本的なところが全部できるようにカリキュラムを見直して、学校から出てくる学生は基

本的にある程度、ベーシックなところはできる技術まで仕上げてもらいたいというのが、経営者としての大きな希望でございます。

私の意見は以上になります。失礼いたします。ありがとうございます。

大崎座長 ありがとうございます。

続きまして、株式会社オオクシから御説明をお願いいたします。

株式会社オオクシ（大串代表取締役） オオクシの代表取締役をしております大串と申します。よろしくをお願いいたします。

まず、お手元の資料の1ページ目なのですが、1番から7番について、順次お話をさせていただければと思っております。

作成に当たりまして、私の個人的な考え方でリアリティーが無いのも問題だと思っておりますので、柴入さんという東洋理容美容専門学校の校長、理事長をやっておられます方に御意見、また資料の提出を御協力いただきました。

また、TKC全国会の栗飯原会長にも、会計の資料を今回御協力していただいて提出していただきました。

次の2ページ目、まず「1. 理容師、美容師混在勤務について行われている議論の内容について」からお話ししていきます。

同一店舗における理容所、美容所の重複開設届を認め、理容師、美容師の混ざった勤務を認めるべきかという議論についてなのですが、資料を読み上げながら補足させていただきたいと思います。

双方の業種を残しながら一定の条件を認めた場合のみ混在勤務を認めることが良いのではないかと。

理由としては、理容師さんが非常に少なくなってきた、このままだと学校も経営が厳しいだろう、なかなか難しいのではないかと。

理容業は世界トップレベルの理容技術、これは世界大会でも何度も優勝しておりますので、非常に高い日本の理容技術というのは、世界の中でもトップレベルではないかと思っておりますが、その技術の範囲を広げて、多くの理美容師に日本の文化として受け継いでもらうこと。また「家業を残していくため」と書きましたが、これは私の周りだけかもしれませんが、これは完全に私の感覚なのですが、御両親が理容師で理容室を営んでいらっしゃる。子供が美容師というケースが多いたって思っております。これは父母の仕事、また技術、お客様を子供が引き継ぐということは、非常に大事なのではないかと思っております。

一定時間の学習、講習を養成施設で受けることが条件、100時間程度。

混在化といっても、はい、どうぞというのはあまりにも危険過ぎるのではないかと思っております、これは100時間程度と書かせていただきましたが、参考資料で東洋理容美容専門学校学則というものが載っております。別表第1、皆様方のお手元の資料では資料の中の別の6ページとなっていると思うのですが、御覧になっていただきながらお話しさせ

ていただきたいのですが、その下「教育課程及び授業時数」というこの資料です。

必修科目は必ず受けなくてはならないもの。選択必修科目は各学校で決めたものということでございます。

必修科目の中で理容科及び美容科の違いは、関係法規・制度の中の一部。これは2時間から3時間分だけが違うだけで、あとはほぼ同じ内容ということです。

また、物理・科学の1部分と実習が違う。

その中の実習において、特に違うのは下記の項目です。

理容師は結髪、まつ毛のエクステンションがない。現状理容科では女性のカットを理容師さんたちは勉強しているということです。

美容師さんに関しては、メンズカットとシェービング、顔剃りのいわゆる実習がないということです。

これも資料で添付させていただきましたが、別紙に「3年制カリキュラム 美容科のカリキュラムに理容科目を追加する場合」が載っております。御覧になっていただきたいと思いますが、皆様方の資料で見ると、足りないのはシェービングです。上の方に書いてございます顔剃りの授業時間の74時間と、メンズカットとメンズセットの一部分。メンズカット、メンズセットは美容業の美容室の現状店舗でも既に行っているケースが圧倒的に多いと思っておりますので、その重複部分を除けば、大体先ほどの学科の足りない部分と、実習で100時間程度が妥当である。それぐらいで学んできた足りない部分というのは、ここはあまりにも乱暴かもしれませんが、学校の中で教えてもらってきたカリキュラムということで考えると、資格というところだけで考えますと、これぐらいの時間で足りない部分は補えるということです。

「理容師のカリキュラムに美容科目を追加する場合は、選択科目を増やし、より実践的な内容にすることが望ましい」というのは、私の勝手な個人的な意見でございます。どうしてかという、例えばこれが仮に認められたとして、理容師さんが100時間授業を受けて、結髪とエクステンションを学んでも、実際は美容室でまつ毛のエクステンションをやっていないとか、結髪をやっていないというところもありますから、これに関しては、より実践的な内容にして、現場に即したものにして、若干選べたりする方が望ましいかと思っております。

終了後、簡易試験を行い、合格者に許可証を発行し、混在勤務を認めることとする。飽くまで届け出制ではなくて許可制の方が望ましいと思えます。

課題は試験をする機関と許可証発行者。現在の理美容師試験は、これは私が申し上げるまでもなく理容師美容師試験研修センターで行い、免許は厚生労働大臣の発行。許可証については、ここまでのものでなくていいのではないかと、もう少し簡易的なもので、今、私ども管理理容師・管理美容師というものがございまして、これは講習を受けた管理理容師・管理美容師が1人いないと美容師さんとかはそこで働いてはいけないということになっているのです。これは若干、講習を受けてあまり落ちるということはないものですから、

こういう形でいいのではないかと思います。

長くなりますが、次のページ「理容師及び美容師の資格制度を統一すべきかという議論について」。

両方の業務が可能な新資格を創設する。統一は今の話とまた別の話になるのですが、業務が可能な新資格を別に創設する。「総合理美容師」という勝手な名前をつけましたが、双方の要件は残したままとする。今のままで両方の資格を取得しようとする、時間も費用も多くかかってしまう。両方の資格取得を目指す人は意識が高い人が多いため、更にレベルの高い教育を行っていくことが望ましい。

両方資格を取ろうと思うと、重複して費用も払わなければいけない。時間もかかる。これは非常にやる気のある人にとってはかわいそうかと思いますので、その人達用のものを一つ作ってはどうか。

新資格では、理容と美容の枠を超えた両方の知識と技術を学ぶ。

現状の理容師試験は日本語のみで行われているが、外国人も受験することができ、資格もとれるが、国内で働くことができない。日本人と結婚している人は除く。

これは私はそう認識しているのですが、言語も増やし、様々な国の人が受験することができるようにした方がいいのではないか。日本の理容・美容業のレベルは世界トップクラスですので、外国人労働者の受け入れは別問題で慎重に議論すべきですが、資格を取りたいと思っている方は多いのではないか。

前に中国の方がいらっしゃって、うちで働きながら資格を取りたいと言われたことがあります。それは何でかということ、戻られると日本の資格を持っているというのは非常に有利だとおっしゃっていました。たまたまその方だけの意見なのかもしれませんが、非常に日本の理美容の技術はそれだけ認めていただいているのではないのか。

現在、理容美容専門学校を卒業して資格を取得しても、実際店舗ではそのままお客様に接することはほとんど不可能である。技術レベルが低過ぎる。試験と実態がずれている部分もあるのかもしれませんが、それを補うため、実践の時間を長くして、養成期間を3年とする。

別紙に「3年制カリキュラム 美容科のカリキュラムに理容科目を追加する場合」が添付されておりますが、大体1年間分増やせばいいということになるのですが、内容はともかくとして、3年制がいいという理由はその下で「現状は技術レベル向上のため、営業時間終了後に練習しているケースが多いため、拘束時間が長い」と書いてございますが、非常に理美容業は拘束時間が長い。この勤務が終わった後に、夜中に練習するという事です。

私どもの会社では、昼間、営業時間中にお給料を払って練習をしております。5人ぐらい抱えますと全く売上げのないこと、教える側の人件費が発生しまして、非常にきついというのが現状でございまして、今はもうやり始めておりますけれども、なかなか厳しいと思っております。3年制にして、より実践的にすぐ働ける人が学校から育ててくれ

ると、この問題というのは幾分解決していくので、労働時間の短縮というものに非常につながっていくのではないのかと思っております。

専門学校の選択必修科目に外国語を多くし、世界で活躍するグローバルな人材を育てられるようにする。サービス業の活性化、グローバル化につながっていくのではないのか。日本の理美容での技術は、十分世界で通用するのです。

「その他限定業務資格等の議論の内容について」お話をさせていただきたいと思えます。

今、カットだけの資格というのもいいのではないかと、そういうものがあつたらいいのではないかという意見があると伺っておりますが、理容師資格、美容師資格、総合理美容師資格の3つとし、限定業務資格は認めない。限定業務資格は、1つを認めると他の分けられる技術も1つずつ認めなくてはいけなくなる可能性があるのではないかと。これは管理しきれないのではないかとと思っております。

現在はカラー専門店というものは非常に増えてきてまして、ヘアカラーだけしかやらない。そしたら、このヘアカラーにもヘアカラー専門の資格を認めるのかという議論になっていくと思うので、なかなか現実的ではないのではないかとと思えます。

今の制度を1部見直すということで、現行の理容師法において、理容師は男性、女性のカットが可能です。養成施設の授業でも男性カット、女性カットを学んでいる。美容師法にカットの業権を明記し加え、メンズカットを養成施設で学んでもらう。美容師が追加項目の講習でメンズカットができるようになれば、わざわざ限定資格業務を認める必要はない。これは先ほど述べた部分とも重なっております。

以上の考え方によって、混在業務を認めることで、新しいビジネスモデルが生まれる。イノベーションが起こる。可能性が広がる。結果、同質競争を避けられるのではないかと。

今、非常に同質競争が厳しいです。例えば飲食店の場合は、かなりいろいろな工夫ができると思うのですが、私たちには工夫に限界があります。髪の毛を切って、今日はサービスで1センチ多く短くしておきます、2センチサービスで切っておきますというわけにもなかなかいかないのです。

これはなかなか工夫の仕様に限界がありまして、その結果どうなっているかというと、オーバーストアになって、しかも同質競争ですから、今は35万軒、厚生労働省のデータではございますが、廃業届けがしっかり出ていないので、実際はもう少し少ないのではないかとと思っております。それでもコンビニの5から6倍、あまりにも多過ぎる現状になっている。

これはなかなかデータでとれませんが、平均年収が260万円ぐらいと言われております。また、ほとんど社会保険未加入という状態です。社会保険の問題というのもありまして、今の1人当たりの売上高では、もう社会保険に加入し続けられない。つまり、セーフティネットが全く機能していないという現象が起きています。

これを裏付けるデータといたしまして、TKCの経営指標のBAST値、平成26年度版を御用意させていただきました。御覧になっていただきたいと思いますのですが、見ていただくと分かるので

すが、資料の真ん中ぐらいの「生産性」というところに「1人当り売上高(月)」というものがあるのです。本当は話したいことは他にもいっぱいあるのですが、時間を10分ぐらいということで、もうオーバーしそうなのですが、「1人当り売上高(月)」のところを見ていただきますと、右側です。「全企業平均」を見ますと、49万3,000円という数字があるかと思えます。これは1人当たりの月の売上高です。

大体、労働分配率とか人件費率というのは、私たちは大体40パーセントぐらいと業界で言われていますから、ざっくり計算していただくと、大体どのような感じになってしまっているのか、社会保険に入ってやれるという数字では、課題としては現実としてなかなか難しいです。

TKCに入って会計をやってもらうという会社は、理美容業の中でも私はかなりいい方だと思っているのです。これは私の個人的な感覚でございますけれども、その中で大体これぐらいの数字というのは、かなり厳しい現実があるのかと思っております。

ですから、基本的にはいろいろな規制の全てが良くないということではないのですが、工夫できるということが非常に大事で、その中で混在を認めたりいろいろして、何が起きるといのは分からないにしても、さすがにもう少し工夫ができる環境でないと、これはまだまだ厳しくなってしまうのかと思えます。

今、約70万人就業しておりますが、約9割以上が社会保険未加入と言われておりますので、これは大きな問題なのかと思っております。

5ページの「2. 昭和53年12月厚生省環境衛生局長通知に関して行われている議論の内容について」意見をさせていただきたいと思えます。

当該通知によって、美容師はパーマを行わない男性のカットのみを行ってはず、理美容師は女性のパーマを行ってはずとされている。美容師法の中にカットの項目そのものが入っておりません。これは例えば男性は理容室で女性は美容室というのは、そもそも男女差別になるのではないかと思います。実態とあまりにも乖離し過ぎているのかと思えます。

「3. 洗髪設備設置条例に関して行われている議論の内容について」なのですが、これは現状について、各県が条例でということで、この場でお話をする内容ではないのかもしれませんが、議論に上がっていたと聞きました。

これは仕様がない部分もあって、私どもはもともとカット専門店をやっておりましたが、今やめていっております。言われたとおりに素直にシャンプー台を設置いたしました。シャンプー台を設置しますと初期投資がかかるもので、結果的にカット専門店ではなくて、カットカラーのお店に変わっていったわけです。

そうしまして、新たな問題点が実際に起きておりますので、お話しさせていただきたいのは、カラーに関してアレルギーの方、またヘルニアの方はシャンプーができないのです。手荒れが激しくてカット専門店働いている方、この方たちが勤務できないという状態が出ております。また新たなこういう問題点が起きているということだけは認識していただ

きたいと思います。

「4．理容美容専門学校への要望」といたしまして、これがそもそも専門学校で教えている内容が古いのではないかという議論が現在行われていると聞きましたので、これはじかに専門学校の理事長に、実際教育が古いのではないかと聞きましたところ、なるほどと思ったのが、現状、資格を取得しても即実践に役立てられないのが現状、確かにそうだ。

その対策として、全国約270校ある美容専門学校のうち、これは理美容専門学校両方だと思のですが、60校で実践的授業をしていこうという取組が現在始まっているそうです。その他の専門学校でもぜひ考慮してほしい。もっと実践的な教育を目指し続けてほしい。気づき始めて、実際に現場で働いている方を招いて実践に即した学習をしているという学校も現在、60校あるということだそうです。

これは本当に先ほど話したとおり、実践的にできる人が出てきてくれないと、労働時間、拘束時間が長くなるということです。

「5．出張理容美容を店舗を開設していない事業者に認めることの是非について行われている議論の内容について」、これについてはどうやって管理していくのか、衛生面などあまりにも課題が多過ぎるのではないか。

どうしてもという場合は現状でも可能だと認識しているので、そこをもっと分かりやすくした方がよいのではないかというのは、現状でも多分、私の記憶で申し訳ございませんが、やむを得ない事情があったときは行ってカットしてもいいということになっているような気がいたしますが、どういう条件がそろったらというものがもう少し細かくなっていないというんな条件になってしまうので、もう少し分かりやすくした方がよいのではないかということです。

出張で移動で美容室・理容室が車を改造して髪の毛を切りにいくというのも始まっている県もあるのですが、これもどういう基準を明確にしたらいいのかが載っていない。これも明確にしていただければ、もう少しこの辺りは解決するのかと思っております。

実際、本当に介護施設などですと切りに来てほしいという方もいらっしゃる。私も4年半、無料でボランティアで行きましたけれども、確かに難しい。設備が整っていない場所もありますので、寝ている方、寝たきりの方をカットするのは非常に大変なのです。

ですから、これはそういうニーズもあるし、やっていくことはいいことだと思うので、もう少しきちんと整理をして、また車の改造もして、シャンプー台をつけたりするというのも、何となくこうやったらいいというのは明確にしていただけるといいのではないかと思います。

最後「6．通信教育制度の改善についての意見」は、これは私が勝手に今回、非常にお願いで持ってまいりました。

3年で資格を取得できるが養成施設の在籍期間は各施設が決めていいことになっている。多くの施設が3年制度を取り入れている。これは何かというと、3年間で資格を取ればいいのですが、養成施設にいつまでいていいのというのは、10年いていいというところもあ

るし、6年いていいというところもあって、これは学校によってまちまちなのです。

3年間で資格が取れる。3年間の中で600時間のスクーリングが必要だが、店舗で働いている人は300時間に短縮される。しかし、現状の法律では、免許を取得していないため、実際に店舗で働いても、3年間はお客様に触れることができないのが現状である。つまり、3年間通信で通って店舗で働いていても、お客さんに触れず、床だけ掃いている。ずっと床掃きとタオル洗いを延々と3年間やる。これはあまりにもきついのではないのか。

改善のためには、養成施設で仮免許を発行した上で、下記のような項目に限り、有資格者で免許取得後3年以上経過していて、ブランクが合計3か月以上ない理美容師の指導のもと入客できるようにする。これは勝手に私がつけた数字なのですが、こういう少し長くキャリアのある方に見てもらった上で、認めてあげたらいいのかと。

この中の項目はもう少し議論した方がいいと思いますが、仮に入れさせていただきます。家庭の事情で学校に行けなくて通信という方は非常にやる気がありますので、この方たちのやる気は残してあげていただけるように、ぜひお願いしたいと思います。

仮免許を発行するため、養成施設の在籍期間を統一する必要がある。何年かかってもいいよとすると10年間仮免許というのは難しいと思いますので、この養成期間の在籍期間を5年から6年くらいで統一をする。

(2)です。1の(2)で述べたように「総合理美容師」については、これは私が勝手につけたものなのですが、両方の資格を取れる場合、様々な言語で通信教育を行い、様々な国の方が学べるよう、試験も受けられるようにしてはどうか。日本の衛生面の知識、取組は世界トップレベルである。通信教育でそれを学ぶだけの価値はある。

日本の理美容師さんが学んでいる衛生面又は伝染病等の勉強というのは看護婦さんが学んでいるものとかかなり近いので、これを発展途上国等の方が学ぶというのは、それだけでも非常に意義があるのではないかと、これはいろいろな国の方が学んでも、これは十分いいのではないかと考えております。

長くなりまして、失礼いたしました。私の意見でございます。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、今のお三方のお話について、質疑、議論を行いたいと思います。どなたからでも結構でございます。御質問、御意見ございましたら、いかがでしょうか。

森下先生、どうぞ。

森下委員 これは大串さんに御質問するのがいいですか。専門学校で教えている内容が実態に合わないとか、あるいは古いのではないかという話になってはいますが、講習の内容というのは誰が決めてやるのですか。厚生労働省が決めた基準があるのか、それとも各学校で自発的に決められているのは、そういう古い基準がそのまま通っているのか、どなたが改善すれば問題として解決するのかということが疑問なのです。

株式会社オオクシ(大串代表取締役) 非常になかなか言いづらい御質問なのかと。私もこれは疑問に思いまして、理事長にお聞きしたところ、もう理事長自体も私と同じかち

よっと上ぐらいなので、既になったときから必修科目に関してはこの内容なのです。

必修科目ではない方の科目に関しましては学校によって違うのだそうですが、一応、厚生労働省の御指導のもとにこういう内容になっている、その中の内容であるとはお話をされておりまして。その中から、ある程度自分たちが選んでいるというイメージであると私は認識したのです。

森下委員 厚生労働省の方で決めている内容という理解でいいのですか。

厚生労働省（稲川課長） 最低基準的なものは厚生労働省で決めてはいるのですけれども、実際にそれをもとに各美容学校さんでいろいろ工夫されるところは工夫されているということだと思います。

森下委員 最低ラインのところの改定というのはあったのですか。確かに美容師さんの世界は免許を取ってから更にお金を稼ぐのはすごく時間がかかるという矛盾した社会だと思うのです。医者でいうと昔のインターンがあるという話なのです。そこの給料は非常に低い中で働かれているというのは本当にお気の毒だと思いますので、そこを厚生労働省がもし改定する話があるのだったら、実践的なものをしていくだけでもかなり変わってくるような気がするのです。改定されたことはまずあるのですか。

厚生労働省（稲川課長） 直近ですと、平成20年に1回改訂はしています。今の養成制度になったのは、平成10年なので、1回は改訂しています。

大崎座長 今の件に関連して、私も疑問に思ったのですけれども、すぐに働けないというのはどのような仕事でもある程度はそういう面はあると思うのですが、それにしても1年とか2年とか全く練習だけさせなければいけないというのは、求められる技能が高過ぎて学校がそこに追いついていないのか、そうではなくて、学校がいわばあまり使われない余計なことを教えていて一番使うところを教えていない、どちらに近いのか、お三方の御感触を伺えればと思うのです。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 専門学校の方はいらっしゃらないですか。

大崎座長 また後日、お話を伺おうと思っています。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 昔からほとんどが技術に関しては卒業してから現場でたたき上げでというのがあったので、私個人としてはもうちょっと全日制も他の諸外国と一緒に短くてもいいのではないかと感じているところです。

大崎座長 では、他の委員の方、いかがでしょうか。

小林専門委員、お願いします。

小林専門委員 前回の全理連の方々からお話を伺ったときに、シェービングというのが男性の理容の中で一番独特で、今、お話がありましたように、美容師さんはなかなかシェービングの部分が実技としても欠けているところなのだとしたことなのです。理容師さんに言わせると、シェービングはかなり緊張した中で独特な雰囲気の中でやるのだ。そのためには、周りの騒々しさ、やかましさをというのが非常に害になるし、刃物を扱いますので、

そういった意味で混在というのはなかなか難しい世界だという御説明があったのですが、その辺は皆さんの御意見としていかがなのですか。

株式会社オオクシ（大串代表取締役） 確かに混在をするに当たっては、シェービングしているところへ美容師さんがいきなり行くのは難しいと思いますので、私は若干シェービングに関しては学ぶべき部分が必要ではないかと思っています。

もう一つ、混在に関して設備の問題ということなのかと思うのですが、美容師さん用の椅子、これも全部ではないのですが、通常美容師さん用の椅子は倒れないので、あれは顔剃りできないのです。そもそも設備が違うのです。理容師さん用の椅子は背もたれが倒れて、下が重くなっているのです。人が寝ても倒れないように、ある一定の重さの中でやっています。1台本当に60万とか70万とかするのです。

ですから、もともと顔をそるといことが、設備も違いますから、そこは確におっしやっているとおりだという部分もあると思うのです。また、人が当たったりすると本当に顔を切ってしまうというのもあります。

ですから、単純に混在して、今度は逆の発想で、例えば美容室さんで理容師さんを雇ってやろうかと思っても、椅子を直さなければいけないのです。設備を若干直す部分も必要で、どっちみちそのままできないのです。無理にやればできなくはないですけども、椅子はとにかく倒れないですから、ある程度やる場合においての設備はこうしようというの、本当にやるのであれば足さなければいけない。美容師さんが理容室で働く分には特別いいのかと思います。設備の部分というのは設けなければいけないかもしれません。

大崎座長 今の点、併設店を実際にやっておられる深澤さんはいかがでしょう。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 昔はシェービングに関しては、本当にしっかりと自分で研ぐレザーを使って、私どもは田舎の方でやっているのです、お客様の中には、それこそ2日、3日生えてこないくらい深ぞりしてくれみたいの方が結構いらっしゃったのです。今は本当に毎日皆さんお髭をそられていて、かみそりも良くなってきていて、電気かみそりも非常にいいので、昔みたいなきちんとしたレザーではなくて、本当に皆様が使われるようなもので、本当に肌にも負担がかからないもので、お客様はそれで十分だという方が増えているのは正直なところですよ。

なので、そこまで気を使う必要もないのかということと、あと、これはずれるかもしれないですけども、ワーキングで話も出ていたQBというシェービングをしないサロンがありますが、もともとのQBを作った発想というのが、今まで通常の理容室に行かれていて、毎日自分で顔剃りもして顔も洗うのに、何でこんなに時間をとられて顔剃りもやられなければならないのだということ、あのスタイルを作られたということなのです。

そういった男性のお客様のニーズも非常に増えているという中で、これから本当にシェービングという技術も今後どうなっていくのか、場合によっては本当にマイナーな技術になっていく危険性も、我々がやっとながらにして感じているところが正直なところですよ。

大崎座長 久保利先生、どうぞ。

久保利専門委員 今のお話で、例えばロースクールは2年間で200万ちょっとなのです。そこで教わることというのは、実は全く理容・美容と同じで、司法試験に受かっても、すぐには全然役に立たないのです。要するに、試験制度というのはどうもニーズに合わせてどんどん制度を変えていかないと、役に立たない勉強をずっとするという、今おっしゃっていることは本当に日本の根幹、全部そうなのだとしみりと感じました。そういう意味でいうと、試験を改革するというのは厚生労働省なのだとすれば、試験の科目なり中身について、これを検討する必要がある。

夏目漱石でしたか。髭剃りの場面が出てくるものがあって、今おっしゃっていたように、2日、3日絶対に生えてこないくらい毛穴一つをほじくようにかみそりでえぐるという、こういう感じの技術だったと思うのですが、いまどきそのようなことをやってくれという人は多分いないですね。

大昔のようなそういう技術をベースにした試験があり、それに合うようにもし美容学校や理容学校がそれをやっているとしたら、大変な日本経済のロスではないかと思って、そうだとすると、とにかくこれは早く変えなければいけない。それは今、皆様方のおおむね意見が一致しているところでいいと思うので、早く変えることを厚生労働省がおやりになれば、ほとんど問題点はないのではないかと。

前回お見えになった何とか協会の理事長さんみたいな人たちは、恐らくいろいろなお立場があっただけで、今、お聞きしたお三方の実務家の方々はほとんどそういう問題点を超えていらっしゃると思うので、早く働きたい、早くそういう若いビジネスをやりたい。奨学金の話も聞いて、こちらの業界の方が大変だと。弁護士の方は10年据え置きのところ、5年据え置きでそこから返せという体制でも貸与制はやめて給付制にせよと言っているわけです。そういうことを考えると、お気の毒というか、もっと早く変えることができるのではないかと強く感じましたので、ぜひ厚生労働省にお願いをしたいと思うのです。

大崎座長 岡議長、どうぞ。

岡議長 先ほどの大串さんから、今ある理容師試験・美容師試験は改善の部分はあるかもしれないけれども、そのまま置いておいて、新たに、総合理容みたいな新しい基準、資格を設けて、それを取ったら現在の理容も美容も両方ともできますというようなお話がありました。いきなり今のものをなくすのはまたいろいろ課題が残るでしょうから、もう一つ新しい制度を設けて、そういう試験をパスした人はどちらでもできますとするというのが極めて現実的でしょう。

そのときに、今、久保利先生がおっしゃったように、新しい制度では本当に役に立つことを勉強し、また、本当に役に立つ資格の試験にする。それをパスしたら半年ぐらい現場に出たらお客さんに接することができるように変えていければ、一気にこの問題を解決する新しいアイデアだと思って聴かせてもらいました。本当に大変参考になりました。

もう一つ、現在の状態で、理容と美容の混在というときに、先ほどの設備の話は横に置

いて、同じお店の中に理容師の資格を持っている方と美容師の資格を持っている方がいて、そのお店に行ったら、その方々がそれぞれのサービスを提供することは現在できないわけですが、せめてこれをできるようにしてしまったらいいのではないのかと。

なぜできないのかという理由の一つは、まだ私は納得していないのですが、シェービングしてはいけない美容師の資格を持っている方が、できないシェービングをやってしまうおそれが高まる。そういうことを助長するおそれが高まる。よって、認めませんというのが1つの理由なのです。そんなこと言ったら、美容師の資格を持っている美容師さんのところへ行って、やってよと言ってシェービングしてもらっても構わないのとは何が違うのだと思います。自分の持っている資格に認められているサービス以外ではできませんというのが基本なので、1つの店の中であれば、私が家内と一緒にその店に行って、私が理容、女房が美容ということもできる。業者さんから見た場合に、別々の資格を持ってやっていた人が結婚したが、今は新しいお店で一緒に職場で働くことはできないけれども、それができるようになる。だめだという決定的な理由があるのか、良く分からない。ルール違反ということであれば、どこでもだめだと線を引けば可能なのではないかと思います。その点についていかがでしょうか。

大崎座長 どなたでも、どうぞ。

株式会社オオクシ（大串代表取締役） おっしゃるとおりで、先ほど述べたように、例えば美容室で理容師さんが働けるようになったとして、顔剃りは若干の時間を私はとった方がもちろんいいと思います。いきなりというのは無理があると思うのです。ですから、しっかり100時間ぐらいの講習を受けて入る。

あとは先ほど話したとおり、美容室には顔を剃れる椅子がありませんから、設備の問題になってくると思うのです。設備も法律の中であるのですが、これもすごく曖昧なのです。どうしてかという、椅子はお店の面積に対して何席と決まっているのですが、この席はシャンプー台の席は入るのか入らないのかがないのです。

シャンプー台を1席と認める市もあるし、認めない市もあります。シャンプー台を除くところもあるし、シャンプー台を1席とカウントするところもありますし、理容室の場合は、多分、席と席の間を少し間隔をあけなければいけないとかあると思うのです。

どちらにせよ、これは混在勤務みたいなものを認めたときには1回整理しないといけない問題だと思うのです。だから、例えば美容室で理容師さんが働く場合は、顔を剃る場合は顔を剃るなりの設備をしっかりと設けることと、その衛生面の、例えば顔を切ってしまったときの処置に対しての消毒の部分であるとか、椅子と椅子の間はどれぐらい空けなければいけないとか、お店の明るさも今LEDがだんだん増えていきますけれども、そういう明るさの問題であるとか、そういうものもきちんと明記する必要がある。そうしておけば、私はそんなに問題はないのではないかと思います。

岡議長 前島さん、混在の部分について御意見があったら教えてほしいです。

株式会社トライアングル（前島代表取締役社長） 混在でシェービングをもし仮にメニ

ューに入れるとしても、そういう実務経験のある人を採用して提供するというのは、リスクを伴いますので、混在できたからすぐにシェービングを入れるというのは、とても経営側からは危険で、そういうことはできないです。

ただ、シェービング以外のメニューであれば同じようにやっているわけですから、社内で設定しています基準に合格できれば、どんどん働いてもらいたいと思いますし、将来的に私が思いますのは、もしシェービングもやろうと、例えば女性のシェービングに対して男性の理容師はなかなかできないですね。女性の方のシェービングをやる場合には、女性の美容師に技術をしっかりと教えて、現場で問題ないように育成していくと思っています。ですから、それが100時間なのか何時間なのか分かりませんが、そういう技術者を養成した上で提供したいと思います。

岡議長 美容師さんはシェービングをしません。シェービングをするのは理容師さんですということでしたら、私は今すぐできると思うのです。美容師さんはシェービングをしてはいけないのだと。そのルールは守ります。ただし、同じ場所で理容師さんと美容師さんが働いているという状態がなぜだめなのかということについて、私は理解ができないわけです。いまだに何となくだめだという点についてお伺いしたいのです。

美容師さんが訓練を積んでシェービングできるようにしてやったらいいではないかというのはその次の話であって、その手前のところで、美容師資格と理容師資格の方が同じ場所で働く。大串さんが言ったように、ひょっとしたら設備も椅子も別のもを用意しなければいけないかもしれませんけれども、それは可能ではないかと思うのですけれども、その点はどうか。深澤さん、どう思われますか。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 混在勤務ということで、実際に私どもがやっている店舗で、混在はしていないのですけれども、壁1つ区切って、こちら側が美容室、こちら側が理容室という形ではやっております。もちろん、混ぜて仕事はしないのですけれども、そういったことでは十分やっていますし、美容室でも本当に男性のスペースはここ、女性のスペースはこちらということで設けていることもやっています。

ただ、もし混在勤務を認めるということで、理容師・美容師がお客様を構わずやる。シェービングをやらないという前提であったとしても、これは個々の努力で十分に可能だと私は思います。

株式歌詞はオオクシ（大串代表取締役） 私は冒頭お話ししたとおり、混在して顔を剃らせないというのはいいかもしれませんが、理容師さんの技術は誰かに伝えた方がいいと思うのです。美容師さんが剃れるようにしておかないと、理容師さんの今の人口はどんどん減っていつてしまっているのです、多分、平均年齢がもう70歳ぐらいだと思うのです。

私は理容室を1店舗やっているのですが、もう既に理容師さんはアイロンパーマができないのです。アイロンパーマというアイロンでかけるものが、若い子はできないのです。お客さんが少ないということも、そういうニーズがないとできない。

それから、角張って切る角刈りができないのです。これは技術では本当にすごいレベル

の高い技術なのですが、美容師さんはもちろんできないのですが、理容師さんも年配の方の角刈りというのは芸術品です。それ用のはさみがあるのです。ちゃんと角刈り用のはさみがある。顔剃りとか角刈りとか、こういう本当に物すごくすばらしい技術が残っていないというのは、個人的には非常にもったいない。

私はもともと理容師なのですが、外国の方に角刈りみたいなものをやったら、物すごく驚かれますよ。ものすごいと、最後は握手をして感動して帰られます。だから、そういう技術を残していくということであれば、この際、美容師さんでも引き継いでいかないと、伝統の文化というか、財産というか、そういう感覚で一つ捉えていただくのは、私は非常に大事なのではないか。これはものすごい技術です。そこは申し上げておきたいです。

大崎座長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

川本専門委員、どうぞ。

川本専門委員 今日のお話、大変参考になったのですけれども、お客さんのニーズに応えるためには、資格制度をどうするかなど、国家試験の問題など特にそうだと思うのですが、企業の皆さんの自助努力ではできない問題もあることが今日は分かりました。

しかし、お客さんのニーズに応えるためには、今日のようなお話にあった方向に変えた方がいい点も結構あると思うのです。それで皆さんは、現場で一番問題をお分かりになっている。業界の中では制度の変えるべき点などは普段は議論されているのですか。

皆さんの方からいろいろ声が出てこないと、現実的な提案になっていかないような気もするのですが、あるいは業界的にそういう雰囲気あまり無いのか、そこら辺を教えてくださいなればと思います。

株式会社トライアングル（前島代表取締役社長） 私はこの業界はまだ15年ぐらいなので思いますが、9割方個人店さんなのでどこにどう話をしていいかわからないとか、問題は分かっていますけれども、今さら理美容師の混在勤務といっても理容師さんはどんどん減っていますし、やがて理容科も減少していきますし、さてどうなるのだろうと静観しているというのが正直なところでございました。問題提起、提案よりも自分たちのお客様、ファンを作るためにいろいろ展開し、お客様のニーズに応える方が優先します。

どちらかというと、トライアングルがやっていることは今までの業界の中の逆張りを行ってしまして、カットから教えるということをやっているところはまず少ないのではないかと思うのです。その後ケミカルにあって、とにかく若い子がしっかりと自立して生活できるようにしていかないと、免許を取った人がほとんど辞めます。

例えば新卒生が入って、1か月、2か月、3か月、1年もたずに辞めていってしまう人がものすごく多いです。ですから、大手の美容室などの場合は水増しして採用もしていますし、本当に3年で3割残ればいいくらいの感覚ではないかというのも非常に私は驚いている。この業界は産業化されていない業界だと思って見えています。ですから、言えるところがあまり無いのではないかと私は思っています。

株式会社オオクシ（大串代表取締役） 今、お辞めになってしまうというのがありましたけれども、ほとんど辞めてしまうのです。学校を出て一人前になるまでの間が厳しくて、みんな辞めてしまうのです。データはどこかにあると思うのですけれども、多分2割ぐらいしか残っていないのではないですか。8割くらいの方はもう既に違う仕事に就かれています。それは一人前になるまでの時間が長過ぎるということです。

あとは、夜練習するので働く時間が長過ぎて、これは最近、労働時間の問題がありますから、かなり深刻な議論にこれから多分なってくるころだと思います。このままというわけには多分いなくて、ちょうどこれからの議論として、かなり深刻さというのはもっと増してくるのではないかと思います。

あとは、やはり生産性を上げないとお給料と社会保険の問題がありますから、そこがこれから課題になってくるかだと思います。

大崎座長 ありがとうございます。

深澤さん、どうぞ。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 今、大串社長が言われたとおり、私どもとしても、美容師はもちろんなのですが、理容師をこれからも育成していきたいということで、通信、全日制にかかわらず、希望者には費用を持って、ぜひ理容師になってくれということで育てております。

大崎座長 ありがとうございます。

株式会社オオクシ（大串代表取締役） 社会保険の問題とかも私は雑誌などで発言して、今日は皆さんに参考までにお配りさせていただきましたけれども、同業者の方からは分からないですが、看板を壊されたり、産業廃棄物をまかれしたりしているのです。

社会保険の問題などというのは非常にいろいろなところで発言して、厚生労働省の中の「厚生労働」という雑誌にも出させていただいて、その話もちょっとしたりとかさせていただいているのですけれども、なかなかそういうことが多くて、こういう場で発言するのも今日非常に勇気が要ることだという、そういう難しい問題がまだまだあるのかと思っています。

大崎座長 ありがとうございます。

それでは、時間も過ぎておりますので、そろそろよろしいですか。

岡議長、どうぞ。

岡議長 お三方の話を聴いていて、今の理容も美容も含めて、2年間の勉強をする必要があるのかということです。負担の問題、それはお金と期間を含めてですが、試験を受けてもほとんど即戦力にはならないという現状からすると、試験制度そのものを見直す必要があるのかもしれない。試験を受けるために2年間養成学校に行く必要が本当にあるのかという思いも感じつつあるのです。試験を通った後の実技を学ぶところが一番重要なのだということになると、学校の期間を短くして、早く実業に就き、収入が上がるようにしてあげるような仕組みに変えていく。そういう理解でよろしいですか。

大崎座長 どなたでも結構です。いかがですか。

大串さん、どうぞ。

株式会社オオクシ（大串代表取締役） 私は理容師なのですが、私のときは専門学校は1年だったのです。1年間で1年間現場で働いて、2年目で受ける。だから、もともと1年だったのです。それで現場で1年。それが途中で2年になったのです。

2年になった理由というのは、私は分からないものですが、何かしらの理由があったと思うのですが、現場でできるような人を育てていこうという目的で2年にしたのではないかと。そのときも多分、そういう議論をしたのかもしれない。分からないのですけれども、もともとは1年でやっていました。

岡議長 ありがとうございます。

大崎座長 ありがとうございます。それでは、そろそろいいですか。

最後にテクニカルなことを1個だけ確認しておきたいのですが、併設店をやっておられる深澤さんに教えていただきたいのですが、実際にやっておられる併設店で管理理容師・管理美容師というのはどういう登録をされているのか。それから、共用の部分についての衛生上の責任というのはどう配分されているのか、それだけ、テクニカルで申し訳ないのですが、教えていただければと思います。

株式会社サロン・ド・ジュン（深澤代表取締役社長） 完全に1店舗1店舗の申請で、管理理容師・美容師も両方とも置いています。

大崎座長 ありがとうございます。よろしいですか。

では、皆様お忙しいところ、本日はありがとうございました。今後の議論の参考にしていきたいと思っておりますし、また、この問題については、引き続き他の関係者の方からも御意見を伺っていきたいと思っております。

事務局から何かございますか。

佐久間参事官 次回の日程につきましては、追って御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

大崎座長 それでは、これで会議を終了いたします。どうも皆さん、ありがとうございました。